

1 概要

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、令和2年4月16日に対象区域が全都道府県に拡大され、5月4日には期間が5月31日まで延長されましたが、感染状況等を考慮し、5月14日、鳥取県は対象区域から解除されました。

町では、情勢が変化するたび、新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、対応方針を決定しています。

2 現在(5月26日時点)の対応状況について

(1) 小学校・中学校関係

- ・ 3つの密を避け、5月7日(木)から学校を再開。
- ・ 部活動、スポーツ少年団活動は、一部制限(県外への遠征禁止)はあるが、活動を再開。

(2) こども園関係

- ・ 対象区域から区域から解除されたことに伴い、5月18日(月)から通常の受入を開始。

(3) 放課後児童クラブ関係

- ・ 小学校が5月7日(木)から再開されたことに伴い、通常の受入を開始。

(4) 町有施設関係

- ・ 社会体育施設は、5月18日(月)から、県の方針に準じ、町内利用者の利用で、3密を回避する対策を講じたうえで利用を許可。
- ・ 総合体育館トレーニングルームは、6月1日(月)からの使用再開に向け、使用基準等を検討中。
- ・ まなびタウンやふれあい交流会館等の集会施設は、5月18日(月)から、県内利用者に限定して使用を許可。
- ・ 図書館は、滞在時間の制限、来場者のマスク着用など対策を実施し開館。

(AVコーナーは利用不可)

- ・ 道の駅琴の浦は、5月31日までは時間短縮して営業(17時まで)し、6月1日からは通常営業(18時まで)の予定。
- ・ 日韓友好資料館は、5月18日(月)から開館。
- ・ お試し住宅は、6月1日(月)から一部首都圏、北海道を除き受入れを開始。

(5) イベント、事業等の中止

- ・ 船上山さくら祭り、白鳳祭、波止のまつり
- ・ 琴浦町体育協会事業(9月末まで開催予定分)
ナイターリーグ、スポーツ・レクリエーション祭、駅伝競走大会、各種教室等
- ・ 東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭
- ・ 長寿者を祝う事業補助金(各部落の敬老会開催に係る補助金)

(6) その他

- ・ 集団セット検診は、5月29日(金)から開始。
- ・ 手洗い、マスクの着用、人との距離を確保するなどの対策実施、5月31日(月)までは不要不急の県境を超える移動は引き続き控えていただくよう、ホームページ等で周知。

3 寄付の贈呈について

新型コロナウイルス感染症対策への活用を目的として、寄付をいただきました。いただいたマスクは、町内の妊婦の皆さん、介護保険事業所、保育士等へ配布しました。

寄付金は、コロナウイルス感染拡大防止のための消毒液等を購入するため、補正予算に計上します。

日付	会社・団体名	住所	寄付
5/11	倉吉ロータリークラブ 会長 清水 成真 氏		マスク 200 枚
5/18	株式会社 ueno-edp(ウエノ・イー・ピー・) 代表取締役 上野 直 氏	琴浦町大字徳万	金 1,000,000 円
5/25	東伯郵便局		マスク 393 枚



倉吉ロータリークラブ



株式会社 ueno-edp
代表取締役 上野直 氏



東伯郵便局

4 各種給付事業、緊急経済対策等について(別紙参照)

- (1) 特別定額給付金事業の執行状況について 総務課
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金について 子育て応援課
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度における傷病手当金について すこやか健康課
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し納付困難な方への支援策について 税務課・すこやか健康課・建設環境課
- (5) 新型コロナウイルスに係る緊急経済対策及び町内企業の状況について 商工観光課

特別定額給付金事業の執行状況について

総務課

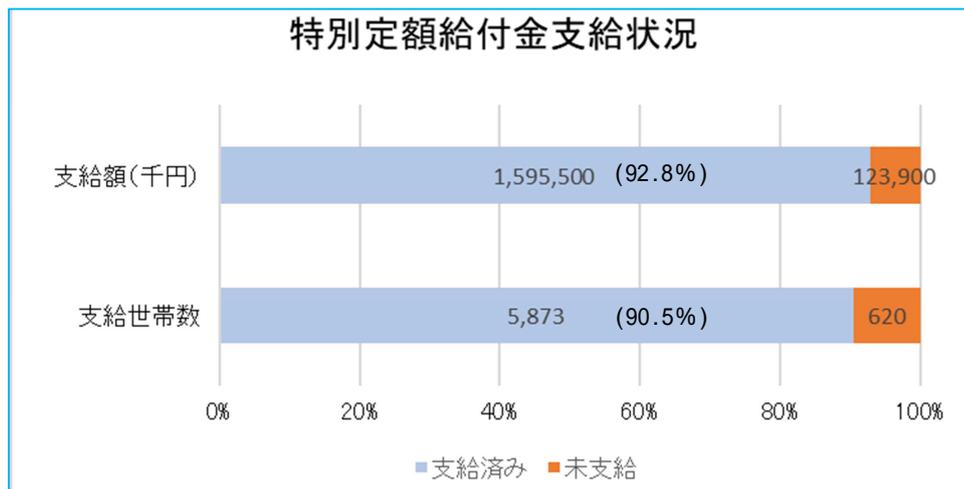
1 特別定額給付金に関する経過

(1) 住民基本台帳による4月27日(事業基準日)の状況

・6,493世帯、17,194人、支給対象額1,719,400,000円

(2) 5月27日時点の給付実績

支払日	支払件数(世帯)	支払金額
5月14日	4,130	1,180,200,000円
5月18日(振込不能対応)	1	800,000円
5月20日	947	228,500,000円
5月27日	795	186,000,000円
合計	5,873	1,595,500,000円



(3) 給付事務

- ・4月22日..... 特別定額給付金関係事業費補正予算議決
- ・4月30日～5月1日..... 申請書封入作業、6,493世帯分発送
- ・5月7日..... 申請受付開始、5月9日までに約3,900世帯分を受理
各地区公民館コピーサービス開始
- ・5月10～11日..... 20名体制で申請書の仕分け・システム入力・審査対応
- ・5月14日..... 初回支払い、2回目以降は毎週水曜日に定期支払を行う
- ・5月15日..... 書類不備506件分の訂正若しくは添付書類送付の依頼
- ・5月20日、27日..... 2回目、3回目支払い、申請書受付件数6,013世帯(5/22時点)

(4) 今後の予定

- ・毎週水曜日定期支払
- ・申請書不達世帯10件について、区長等聞き取り、送付先判明したものの送付
- ・6月、7月に未申請者へ申請勧奨実施

子育て世帯への臨時特別給付金について

子育て応援課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、以下の対象者に臨時特別給付金を支給するもの。

- (1) 対象者 児童手当を受給する世帯(令和2年3月時点で0歳~中学生のいる世帯)
- (2) 支給額 児童1名に対し1万円
- (3) 公務員世帯への支給について

児童手当受給者(保護者)が公務員である場合は、児童手当は職場からの給付となるが、本給付金は町からの給付となるため、別途申請を受け支給する。

2 実施概要

- (1) 対象児童数 2,044人(見込)
 - ア うち児童手当支給対象者児童 1,840人
 - イ うち公務員支給対象者児童 204人(見込)
- (2) 児童手当支給対象者の手続
 - ア 原則不要
 - イ 受給を拒否する場合や児童手当の口座を廃止している場合は別途手続が必要。
- (3) 公務員支給対象者の手続
職場から配布される申請書を用いて、子育て応援課へ申請。

3 今後のスケジュール

- (1) 児童手当支給対象者
 - ・ 5月19日 臨時特別給付金の給付についてのお知らせ...発送済み
 - ・ 5月27日 受給拒否の届出書提出締め切り
 - ・ 6月8日 支給
- (2) 公務員支給対象者(予定)
 - ・ 6月1日 申請受付開始
 - ・ 6月25日 決定をした者から随時、支給を行う。

国民健康保険、後期高齢者医療制度における傷病手当金について

すこやか健康課

1 趣旨

国民健康保険、後期高齢者医療に加入している被用者(会社等に雇われている人)が新型コロナウイルス感染症に感染した時等に、労務に服することができず給与を受けられなかった場合等に傷病手当金を支給します。

2 内容

(1) 対象者

国民健康保険、後期高齢者医療に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

被用者であることが要件。(個人事業主の家族で青色事業専従者及び白色事業専従者は対象となる。)

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日当たりの支給額 $\times 2 / 3 \times$ 支給対象となる日数

1日当たりの支給額 = 直近3月間の給与収入の平均日額

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

(5) 国の財政支援

上記のとおり国の支給要件等に沿って支給された傷病手当金に係る費用については、令和2年度特別調整交付金により支給額の全額が国から財政支援されます。

(6) 備考

ア 傷病手当金受付窓口 すこやか健康課

イ 当該手当支給等のための条例改正 6月議会に上程予定

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し納付困難な方への支援策について

税務課
すこやか健康課
建設環境課

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生により、各種イベントの中止・延期、観光客の急減のほか、緊急事態宣言の発令による事業の営業自粛等の結果、収入が大幅に低下して納税資金の捻出ができない納税者等が多数発生しており、減免及び徴収猶予を実施し住民の生活の安定に資する。

第2 概要

1 国保・介護・後期 保険料(税)減免

- (1) 対象 主たる生計維持者の事業収入等減少額が前年の事業収入等の額の30%以上
- (2) 減免対象の保険料等 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限
- (3) 国による財政支援 国の特別調整交付金等により10分の10 予算措置
- (4) 備考 7月中旬の当初課税通知書にチラシ同封の他町報及びホームページで周知。

2 各税の徴収猶予の特例

- (1) 対象 令和2年2月以降の収入に20%以上の減少している事業者等
- (2) 猶予対象の税等 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの納期限のもの
- (3) 猶予期間等 原則1年間、無担保かつ延滞金なし
- (4) 国による財政支援 町の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置が創設

3 中小企業の固定資産税減免

- (1) 対象 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が30%以上減少
- (2) 減免対象の税 令和3年度課税の償却資産及び事業用家屋の固定資産税の1/2
- (3) 国による財政支援 「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(仮称)」により全額を補填
50%以上売上高が減少している場合は、全額免除

4 水道・下水道(農業集落排水)使用料の徴収猶予の特例

- (1) 対象 水道使用料等の支払に困難な事情がある者
- (2) 猶予対象 令和2年度5月請求分から3月請求分まで
- (3) 猶予期間 最長12ヶ月とし、本人申請による。

新型コロナウイルスに係る緊急経済対策及び町内企業の状況について

商工観光課

1 各事業の実施状況について

- (1) 飲食店等事業継続交付金
 - ア 対象事業者数 60 店舗
 - イ 申請済み件数 34 店舗(申請率 57%)
- (2) テイクアウト・デリバリー応援事業
 - ア 実施事業所 40 店舗
 - イ 終了事業所 2 店舗
- (3) プレミアム付「ことうら食事券」発行事業
 - ア 販売日 5月31日(日) 9時～
 - イ 販売場所 本庁舎・分庁舎
 - ウ 発行総額 1,000万円(5,000円分を4,000円で販売、1世帯2セットまで)

2 町内企業の状況について

- (1) 商工業者との意見交換会
 - ア 日時 5月11日(月) 13:00～15:00
 - イ 参加者
商工会会長、商工会副会長、町内9事業者、商工会事務長、山陰合同銀行、町長、副町長、商工観光課(全19名)
 - ウ 内容 町内企業の状況について、経済対策について
 - エ 主な意見
 - ・GWを初めて休業せざるを得なかった(飲食事業者)
 - ・学生のアルバイトも学校側で禁止している(飲食事業者)
 - ・4月、5月の来店客数が減少した(自動車事業者)
 - ・2月～7月の旅行は全てキャンセル(旅行事業者)
 - ・観光客向けの土産は、大幅な売上減(製造事業者)
 - ・個人の方からローン返済の相談が出始めた(金融事業者)
 - ・特定の商品(スナック菓子、パスタ、ホットケーキ粉)が大幅に売上増で、発注しても入荷なし。お金を投げるなど客によるハラスメントに苦慮(スーパー事業者)

(2) 各事業者へのヒアリング状況

町内 151 事業者(5月18日)

4月の売上減少率	～19%	20～49%	50～79%	80%～
事業者数	43 事業者	58 事業者	38 事業者	12 事業者
(割合)	(28%)	(39%)	(25%)	(8%)

(3) 旭東電気(株)の状況(4月28日 民事再生法の適用を申請)

新型コロナウイルスの感染拡大により、中国での製造が大幅減少し、資金繰りが悪化。その後も工場の稼働率が回復しなかったため、自主での再建を断念したものの。

なお、加賀電子(株)(東京都千代田区)がスポンサーとして支援意向を表明。国内においては、これまで通りの事業及び雇用を継続されている。